

2023年1月18日

りそなアセットマネジメント株式会社

「特定の兵器製造企業の除外方針」の制定について

りそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」）は、今般「特定の兵器製造企業の除外方針」を制定いたしました。

大量破壊兵器（核兵器・生物兵器・化学兵器）や製造・使用を禁止する条約があるクラスター弾・対人地雷を開発、製造する企業に投資しないことは、責任ある投資家として当然の行動と考えられます。当社親会社である株式会社りそなホールディングスでは、既に「核兵器・化学兵器・生物兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造・所持に関与する先や、国内外の規制・制裁対象となる先、またはその虞のある先への融資は行いません。」という融資業務における基本的な取組姿勢¹を導入しておりますが、こうした考え方を基礎としつつも、当社としての考え方を明確に示す必要があると判断いたしました。

本方針は、以上の考え方のもと、当社「責任投資にかかる基本方針」²に基づき制定したものであり、その具体的内容は、別紙のとおりです。

以上

¹ 株式会社りそなホールディングスの定める融資業務における基本的な取組姿勢につきましては同社ホームページの「社会的責任投融資に向けた取り組み」（下記 URL）からご参照ください。

<https://www.resona-gr.co.jp/holdings/sustainability/management/investment/index.html>

² 当社が2020年1月に制定した「責任投資にかかる基本方針」につきましては当社ホームページの「責任投資にかかる基本方針」（下記 URL）からご参照ください。

https://www.resona-am.co.jp/about/ri_kihon.html

【別紙】

特定の兵器製造企業の除外方針

1. 基本的な考え方

責任ある機関投資家として、核兵器・化学兵器・生物兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾の非人道的な兵器を開発・製造する企業に投資するべきではないと考え、これら企業への投資は禁止します。

2. 方針の内容

核兵器・化学兵器・生物兵器の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾の非人道的な兵器の開発・製造等に関与する企業への投資は原則禁止します。

3. 除外兵器と除外企業の範囲

除外する兵器は、核兵器、生物兵器、化学兵器、クラスター弾、対人地雷の5つとし、これら兵器の開発・製造等に関与する企業を除外対象企業とします。ただし、核兵器の開発・製造等に関与する企業の内、核兵器の不拡散に関する条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）で核保有国とされている国内で開発・製造等に関与している企業は除外対象企業としません。

核保有国は、米国、フランス、イギリス、中国、ロシア。

開発・製造等に関与するとは、開発、製造のほかに販売、保守・メンテナンス、改良、輸送・移転、実験・テスト、施設運営、訓練を含みます。

4. 除外対象運用資産

原則として、すべての運用資産に適用します。ただし、パッシブ運用、お客さまから個別に運用ガイドライン等の指定があった場合、外部委託運用はこの限りではありません。

5. 本方針の見直し

大量破壊兵器や非人道的な兵器の範囲は、社会情勢等により変化していくと考えられます。これらの動きを注視するとともに必要に応じて本方針を見直します。